

石井町地域防災計画

【直下型地震対策編】

石井町地域防災計画 目次		ページ
直下型地震対策編		
第1章 災害予防		T-1
第1節 建築物等の耐震化		T-1
第2節 都市防災機能の強化		T-1
第3節 土砂災害等予防対策		T-1
第4節 活断層変位による災害の予防対策		T-2
第5節 水道施設の耐震化		T-4
第6節 危険物等の災害予防対策		T-4
第7節 避難対策の充実		T-4
第8節 火災予防対策の充実		T-4
第9節 自治体業務継続計画(BCP)		T-4

直下型地震対策編

第 1 章 災害予防

第 1 節 建築物等の耐震化

南海トラフ地震対策編を参照。

第 2 節 都市防災機能の強化

南海トラフ地震対策編を参照。

第 3 節 土砂災害等予防対策

共通対策編第 2 章第 1 3 節「土砂災害等予防対策」を参照。

第4節 活断層変位による災害の予防対策

第1 方針

本県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生確率は極めて低い(30年以内でほぼ0~0.3%)ものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。

石井町内には、活断層であることが確実にされている「上浦断層」や、推定活断層が存在し、石井町内直下地震の発生も否定できない。

直下型地震が発生した場合の地震の規模は、マグニチュード6.5~6.9と考えられている。町は、住民に対し、南海トラフ巨大地震への対策とともに、活断層による直下型地震への対策についても周知・啓発に努める。

(H20 石井町耐震改修促進計画 より)

第2 内容

主な実施機関

町(いのちを守る防災・危機対策課)

1 石井町域の活断層

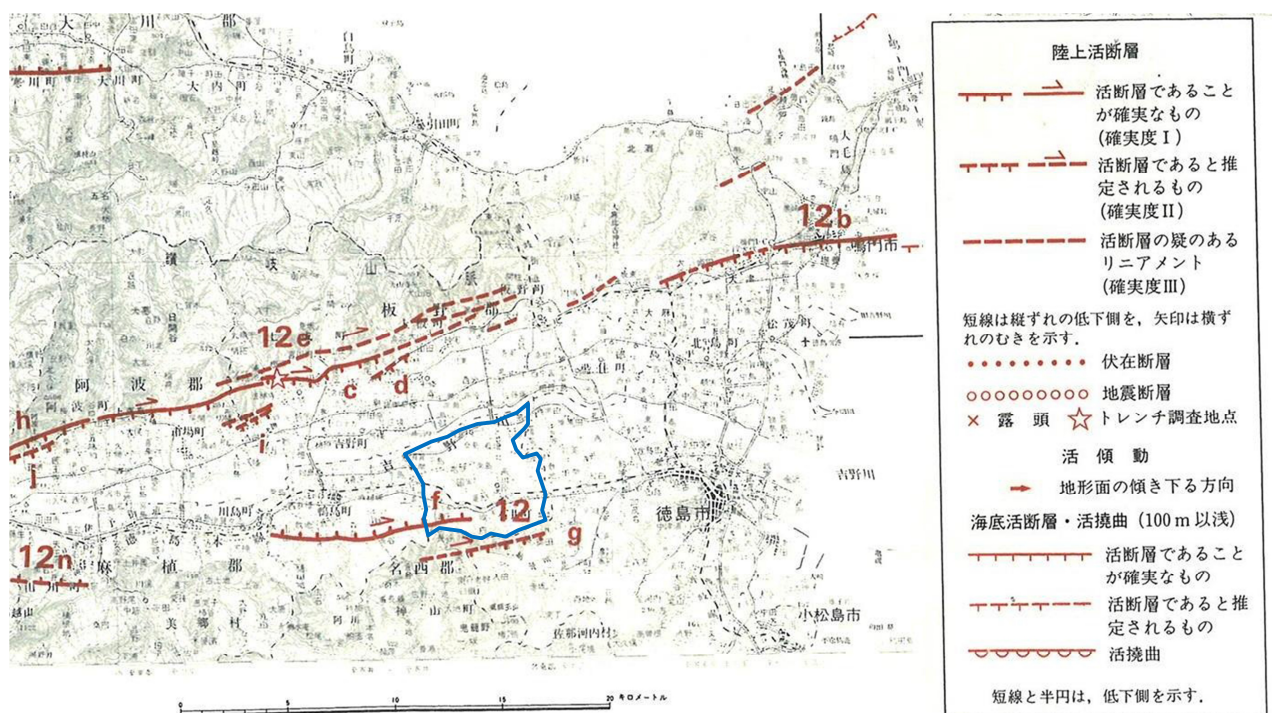


図1 石井町周辺の活断層の分布

「日本の活断層 分布図と資料(活断層研究会、1991)」に加筆

徳島県地震動被害想定調査（平成 17 年 3 月、徳島県）によると、石井町で直下型地震が発生した場合、震度 5 弱から 6 強の強い揺れが発生すると予測されている。

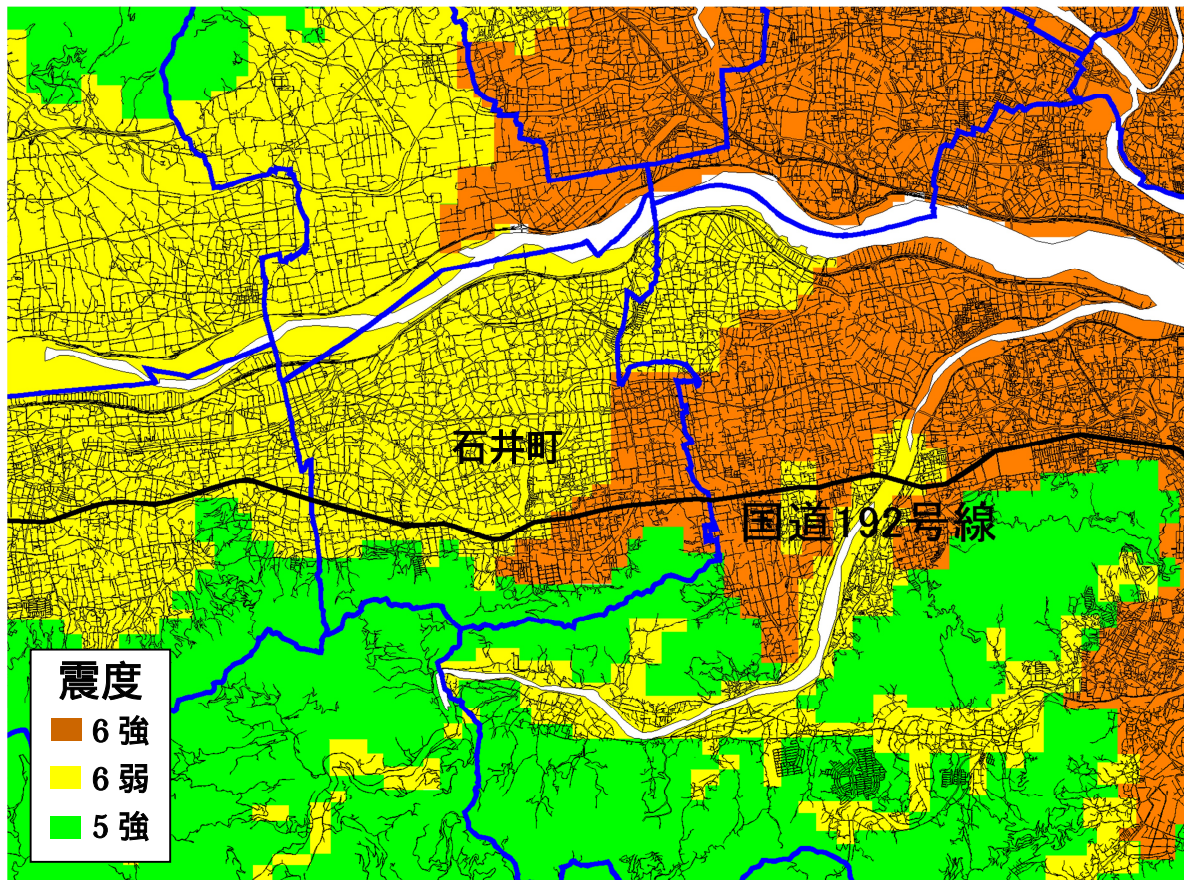


図 2 直下型地震を想定した想定震度分布図
（徳島県地震動被害想定調査に加筆）

2 人的被害・建築物被害

徳島県地震動被害想定調査（平成 17 年 3 月、徳島県）においては、直下型地震の人的被害想定は県西部直下の地震についてのみであり、石井町周辺での直下型地震による人的被害の想定はなされていない。

ただし、「石井町耐震改修促進計画」（平成 20 年 3 月 石井町）では、東南海・南海地震時の被害を元に石井町直下地震時の被害の概数を推定した場合、最大で死者 100 人程度、負傷者 500 人程度、全壊建物千数百棟程度に及ぶとされている。

3 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

（1）特定活断層調査区域」の周知・啓発

県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として平成 25 年 8 月 30 日に指定した。

町は、住民等に対し、この「特定活断層調査区域」について周知・啓発に努める。

直下型地震対策編

(2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の学校、病院その他の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される一定量以上の火薬類、石油類その他「危険物を貯蔵する施設」(以下「特定施設」という。)の新築等(新築、改築、移転)を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することが求められている。

町は、事業者等に対し、活断層の調査等の対応について周知・啓発に努める。

(3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

町は、住民等に対し、移転に対する規制緩和について周知・啓発に努める。

(4) 「活断層の調査を推奨する区域」の周知・啓発

県が「特定活断層調査区域」にあわせて公表した「活断層の調査を推奨する区域」は、特定施設の新築等に際し、ボーリング調査等の地盤調査を行う場合に、あわせて活断層の調査を行うことを勧める区域である。この区域は、「位置がやや不明確な活断層」を基本として設定されており、活断層の調査を実施したとしてもその位置の特定が困難な場合もあることから、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づく活断層調査の実施を求めるものではない。

町は、住民等に対し、この「活断層の調査を推奨する区域」についても周知・啓発に努める。

第5節 水道施設の耐震化

南海トラフ地震対策編を参照。

第6節 危険物等の災害予防対策

南海トラフ地震対策編を参照。

第7節 避難対策の充実

南海トラフ地震対策編を参照。

第8節 火災予防対策の充実

南海トラフ地震対策編を参照。

第9節 自治体業務継続計画(BCP)

南海トラフ地震対策編を参照。